

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間です



青少年の非行・被害防止のため、家庭、学校、職場、地域が一体となり、心のこもった指導と見守りを心がけましょう。

▽問合せ 生涯学習推進課生涯学習係(直通558・2438)

武蔵引田駅周辺地区の地区計画原案(変更)の縦覧と説明会を開催します

土地区画整理事業の進捗に伴い、当該地区に定めている地区計画の変更を行います。

▽縦覧・意見書の提出

●縦覧期間：7月8日(火)～22日(火)「市役所閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)」

●縦覧場所：都市政策課

●意見書の提出：地区計画区域内の土地所有者、その他利害関係を有する方は、7月28日

武蔵引田駅北口土地区画整理事業地内の保留地を販売します

▽販売物件

①住宅用10画地(抽選)

②店舗・事務所用2画地(入札)

▽参加資格

①個人のみ

②個人か法人

▽募集要領の配布期間 7月25日(金)まで

※各施設の開庁時間に限り。

▽配布場所 引田相談事務所、市役所、五日市出張所、中央公民館、横川観光ファインプ

ラザ、あきる野ルピア

(月) (必着) までに、原案に対する意見書を送付するか窓口へ提出することができます。

▽説明会

●日時：7月12日(土) 午後2時

●場所：市役所5階503会議室

▽意見の提出・問合せ 都市政策課(〒197-0814 二宮350、直通558・2026)

第75回「社会を明るくする運動」(犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ)

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。市では、保護司を中心に構成する推進委員会を組織し、のぼり旗の掲出、駅頭での広報活動などを行っています。

▽問合せ 福祉総務課福祉総務係(直通518・7250)

※市ホームページからダウンロードできます。
※送付も可能です(お問い合わせください)。

▽参加申込みの受付

●期間：7月25日(金)まで

●土曜・日曜日、祝日も受付(7月5日(土)・6日(日)は除く)

●時間：午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

▽抽選・入札日 8月7日(木)(予定)

※詳しくは、募集要領が市ホームページをご覧ください。

▽配布・受付・問合せ 区画整理推進室引田相談事務所(☎518・2922)

国民健康保険税納税通知書 後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書

国民健康保険税納税通知書は被保険者のいる世帯の世帯主に、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は被保険者全員に、7月中旬までに送付します。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険高齢受給者証

70歳以上の国保加入者に、7月中に送付します。負担割合は、市・都民税の課税所得などに応じて、毎年見直します。

※新たに70歳になる方には、誕生月の中旬までに送付します。

※マイナ保険証利用者は、高齢受給者証の提示が不要です。

限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費の窓口負担が高額になる場合に、負担額を限度額までとするための書類です。有効期限は7月31日です。更新には、手続きが必要です。

※保険税に未納がある場合、適用されることがあります。

※マイナ保険証利用者は、更新手続きが不要です。

●手続きに必要なもの：保険証等の国保の資格が分かるもの、マイナンバーが確認できるもの

国民健康保険保健事業

国保加入者の医療費の適正化、健康増進のため、特定健康診査

結果や診療報酬明細書のデータなどを活用し、対象者に順次案内を送付します。

▽実施事業

●糖尿病性腎症重症化予防事業：糖尿病性腎症が重症化して人工透析に移行するリスクが高い方に、予防するための面談などを行います。

●生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業：生活習慣病の治療を中断してしまっている方に、受診勧奨を行います。

●多受診者指導事業：重複受診・頻回受診・重複服薬などの可能性のある方に、受診・服薬習慣や生活習慣を改善するための面談などを行います。

●健診異常値未治療者への受診勧奨事業：生活習慣病関連の健診検査項目の値に、医療機関への受診が必要と思われる値がある方に受診勧奨を行います。

後期高齢者医療からのお知らせ



後期高齢者医療資格確認書

加入者に、7月中に資格確認書を送付します。資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方が受診する際に、従来の保険証に替えて提示するものです。暫定的にマイナ保険証保有状況にかかわらず、全員に送付します。負担割合は、市・都民税の課税

令和7年度国民年金保険料免除・納付猶予申請を受付中

保険料の納付が困難な方は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請をしてください。現在、一部免除や失業を理由とした特例免除(納付猶予)の承認を受けている方で、令和7年度分(7月～令和8年6月分)の免除などを希望する方も、改めて申請が必要です(前年度に翌年度以降の継続審査を希望し、所得などに応じて、毎年見直します)。

限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限は7月31日です。各認定証をお持ちの方には、限度額区分が記載された資格確認書、既に限度額区分が記載された資格確認書をお持ちの方には、新しい有効期限の資格確認書を送ります。マイナ保険証が限度額区分が記載された資格確認書を利用することで、医療費の窓口負担を限度額までとすることができま

※マイナ保険証をお持ちでなく、資格確認書に限度額区分が記載されていない方は、資格確認書に限度額区分を記載する申請が必要です。
●申請に必要なもの：資格確認書、マイナンバーが確認できるもの

▽申請場所 保険年金課、五日市出張所

▽問合せ

●国民健康保険：保険年金課国民健康保険係
●後期高齢者医療保険：保険年金課後期高齢者医療係

全額免除か納付猶予が承認された方は申請不要)。本制度の申請は、申請月時点で2年1か月前まで遡って申請できます。

※承認を受けた期間の保険料は、過去10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

▽保険料免除制度 承認される保険料の全額が一部が免除されます。

●審査対象者：申請者・世帯主・配偶者

▽保険料納付猶予制度 承認されると保険料納付を猶予

介護保険からのお知らせ



介護保険料額決定通知書

65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に送付します。詳しくは、通知書をご覧ください。

介護保険負担割合証

要支援・要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に送付します。

●負担割合証の適用期間：毎年8月1日～翌年7月31日

※有効期限切れの負担割合証は、ご自身で破棄するか、高齢者支援課、五日市出張所の窓口にて返却してください。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1969)

●審査対象者：申請者(50歳未満の方)・配偶者

▽持ち物 マイナンバーが基礎年金番号が確認できる書類、運転免許証などの本人確認書類

※失業による特例の方は、雇用保険被保険者離職票が雇用保険受給資格者証、公務員の方は退職辞令(いずれもコピー可)

▽申請・問合せ 保険年金課年金係、ねんきん加入者ダイヤル(☎0570・0003・004)

口座振替で確実に納期限内に納付しましょう

市税の納付には、納付書の管理がいらぬ、非対面で納付できる、支払いの期間がからないなどのメリットがある口座振替がおすすめです。申込みは、申込書に必要事項を記入の上、通帳の届出印を押印し、市内金融機関か市役所に提出(うち銀行を希望の場合は、うち銀行の窓口へ提出)することで完了します。安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。

訪問や電話による催告を行っています

納期限までに市税を納めていただけない場合、未納となっている市税を自主的に納付いただくよう、職員が訪問や電話による催告を実施する場合があります。不審な訪問や電話、詐欺ではないかと心配なときは、ご連絡ください。

▽問合せ 徴税課徴税係(直通558・1689)